岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書

平成２８年１月改定

岡　　山　　市

岡山市用地調査等共通仕様書

1. ～　第１４章（省略）

第１５章　地盤変動影響調査等

第１節　調　　査

（地盤変動影響調査）

第１３９条　地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施工に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施工中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施工に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

（調査）

第１４０条　地盤変動影響調査は、岡山市地盤変動影響調査算定要領（平成２８年１月１日付け）により行うものとする。

２　前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（費用負担の要否の検討）

第１４１条　損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施工によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

２　前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

第２節　算　　定

（費用負担額の算定）

第１４２条　損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、岡山市地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

２　前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第３節　費用負担の説明

（費用負担の説明）

第１４３条　費用負担の説明とは、直轄事業に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第１４４条　受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

２　受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

［注］前２節と併せて発注する場合は、「第１５２条削除」とする。

（説明資料の作成等）

第１４５条　権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

一　説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討

二　権利者ごとの費用負担の内容等の確認

三　権利者に対する説明用資料の作成

［注］前２節と併せて発注する場合は、下線部分を削除する。

（権利者に対する説明）

第１４６条　権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一　２名以上の者を一組として権利者と面接すること

二　権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

２　権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第１４７条　受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿（様式第２７号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

第１４８条　受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

２　受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

３　受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第１６章　 写真台帳の作成

（写真台帳の作成）

第１４９条　受注者は、第６章、第７章、第９章、第１０章及び１５章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一　第６章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。

二　第６章及び第７章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。

三　第７章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第９０条第３号及び第４号の動産の種類等が容易わかるものとする。

四　第７章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。

五　第９章及び第１０章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。

　六　第１５章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとし、カラーフィルム又はＳＤカードを使用する。ＳＤカードは状況に応じ修正、書き込み、削除等の防止機能がされたＳＤカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用するものとする。

２　写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。

３　写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第１７章　土地調書及び物件調書の作成等

（土地調書等の作成）

第１５０条　受注者は、第３章、第４章、第６章及び第７章に定める業務の成果品により、土地調書（様３４式第２２号）及び物件調書（様式第２３号）を作成するものとする。

第１８章　保安林解除等申請図書の作成

（検 証）

第１５１条　保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。

２　保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２７条及び同法施行規則第１７条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。

３　国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和２６年法律第２４１６号）第７条及び同法施行規則第１４条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成することをいう。

（事業計画の説明）

第１５２条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員から説明を受けるものとする。

（現地踏査）

第１５３条　保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地の踏査を行うものとする。

（保安林解除等申請図書の作成方法）

第１５４条　保安林解除等申請図書は、森林法第２７条及び同法施行規則第１７条並びに国有林野の管理経営に関する法律第７条及び同法施行規則第１４条に定めるところに従うほか、別記４（土地改良事業用地調査等請負事務処理要領農林水産省農村振興局を参照）の保安林解除等申請図書作成要領及び監督員の指示により行うものとする。

第１９章 検証及び照査

（検 証）

第１５５条　受注者は、請負に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、請負に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第１７条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

２　第3 章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

（照 査）

第１５６条　受注者は、前条に基づく検証の他、発注者が別に定める場合を除き、原則として照査技術者による点検等（以下、「照査」という。）を行うものとする。この場合において、照査の結果を書面により監督員に提出するものとする。

様式第２７号

説　 明 　記 　録　 簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 説 明 場 所 | |  |  |  |
| 説明年月日 | | 年　 　月 　　日 | 時　間 | 自　　　　　至 |
| 出席者 | 説明者 |  | | |
| 相手方 |  | | |
| 説 明 内 容 及 び 質 疑 |  | | | |
| 特  記  事  項 |  | | | |

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判縦とする。